

重要事項説明書

社会福祉法人 愛親福祉会
ゆう遊館居宅介護支援事業所

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話

0248-94-8121

*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業者名	ゆう遊館居宅介護支援事業所
所在地	福島県須賀川市滑川字関ノ上26番1
介護保険指定番号	0770700730
サービスを提供する地域	郡山市、須賀川市、岩瀬郡

(2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護支援専門員	1名		1名
合	計			1名

(3) 営業日・営業時間

平日	8:30～17:30
土、日、祝日	休日
12月29日～1月3日	休日

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

「契約書」第4条～第10条参照。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするため、サービスに係る交通費の算定基準は、実施地域の境界からの距離に対し下記の交通費が実費として必要となります。

(実費地域の境界から)	片道	1kmにつき	30	円
-------------	----	--------	----	---

(3) 解約料

利用者様はいつでも解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、月末日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行致します。

お支払い方法は、銀行振込、口座自動引き落としの2通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込み下さい。担当職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者様のご都合でサービスを終了する場合文書でお申し込み下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域のほかの居宅支援事業者を紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくとも自動的にサービスの提供を終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

＊この場合、条件を変更して再契約することができます。

- ・利用者様がお亡くなりになった場合

④その他

利用者様やご家族などが当法人や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方針

- ・利用者様が要介護状態になった場合においても、可能な限りその在宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- ・利用者様の心身状況、そのおかれている環境に応じて、利用者様の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ・常に利用者様の立場にたって、利用者様に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に着しく偏ることのないよう、公平中立に行う。

(2) 居宅介護支援の実施概要等(申し込みからサービス提供までの流れ)

1) 利用者様からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応
当事業所内相談室において行います。

2) 課題分析の実施

(ア)課題分析の実施にあたっては、利用者様の居宅を訪問し、利用者様及びそのご家族に面接して行います。

(イ)課題分析の実施にあたっては、利用者様の生活全般についての状態を十分把握し、利用者様が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握いたします。

(ウ)使用する課題分析票の種類は「居宅サービス計画ガイドライン」を使用します。

3) 居宅サービス計画原案の作成

利用者様及びそのご家族の希望並びに利用者様について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

4) サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者の専門的見地から意見を求めるものいたします。

5) 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者様又はそのご家族に対して説明し、文書により利用者様の同意を得るものとします。

6) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者様及びそのご家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者様についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとします。

経過の記録に関しては、その都度記録に残し、居宅サービス計画の更新に合わせて印刷・ファイリングを行っていきます。

モニタリングに関しては、要介護のケースは毎月1回、要支援のケースは3カ月に1回記録し、居宅サービス計画の更新に合わせて印刷・ファイリングを行っていきます。

(3) サービス利用のために

事項	備考
調査(課題把握)の方法	居宅サービス計画ガイドライン
介護支援専門員の研修の実施	年間研修計画、及び、個人研修計画に基づき、法人内の研修や外部の研修に参加する

7. 事故発生時の対応

利用者様に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者様のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。

利用者様に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. サービスの内容に関する苦情

(1) 当事業所の利用者相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談および在宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 赤沼 義一

電話 0248-94-8121

(2) 当法人の相談・苦情窓口(第三者委員)

当事業所以外に、愛親福祉会においても相談・苦情窓口を設けております。

苦情解決第三者委員

湯口 勇(当法人監事)	TEL:024-921-7551	午前9時～午後5時
渡辺光男(当法人評議員)	TEL:024-951-5828	午前9時～午後5時

(3) その他

当事業所以外に、各市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、お客様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	社会福祉法人 愛親福祉会 ゆう遊館居宅介護支援事業所
所在地	福島県須賀川市滑川字関ノ上26番地1
説明者 氏名	印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

利用者	
住所	
氏名	印

代理人・家族	
住所	
氏名	印

項 目	内 容	単 位 数
居宅支援費	要介護1又は2	1086単位
	要介護3・4・5	1411単位
運営基準減算Ⅰ	法令に定める運営基準を満たしていない場合に所定単位数を減算する。 ・最低月に1度は居宅を訪問し、利用者様およびご家族と面接(モニタリング)を行う。 ・介護度の変更や状態変化時にサービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画書の原案に同意を得て交付する。 ・必要な記録(支援経過・モニタリング)が毎月記録されている。 ・公平中立な立場でケアマネジメントし、サービス提供事業所やケアの方針の選定において複数の選択肢を提示したり、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を明示する。	50/100単位
運営基準減算Ⅱ	上記の運営基準を満たせない状況が2月以上継続している場合に所定単位数を減算する。	算定できない
業務継続計画未実施減算	厚生労働大臣の定める基準に適合していない場合	所定単位数の100分の1減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	厚生労働大臣の定める基準に適合していない場合	所定単位数の100分の1減算
身体拘束廃止未実施減算	厚生労働大臣の定める基準に適合していない場合	所定単位数の100分の1減算
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者等が対象	所定単位数の95%を算定
特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に利用が集中した場合、左記の単位数を減算する。	200単位×利用者数×6カ月
特定事業所加算Ⅰ	厚生労働大臣の定める基準を満たすことによって右記の加算を算定することができる	519単位
特定事業所加算Ⅱ	厚生労働大臣の定める基準を満たすことによって右記の加算を算定することができる	421単位
特定事業所加算Ⅲ	厚生労働大臣の定める基準を満たすことによって右記の加算を算定することができる	323単位
特定事業所加算A	厚生労働大臣の定める基準を満たすことによって右記の加算を算定することができる	114単位
特定事業所医療介護連携加算	厚生労働大臣の定める基準を満たすことによって右記の加算を算定することができる	125単位
初回加算	・新規に居宅サービス計画を作成した場合 ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成した場合 ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合	300単位/月
通院時情報連携加算	・利用者1人につき、1月に1回の算定を限度 ・利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合	50単位/月
入院時情報連携加算Ⅰ	介護支援専門員が病院又は診療所に対し、入院した日のうちに情報提供を行った場合(提供方法は問わない)	250単位/月
入院時情報連携加算Ⅱ	介護支援専門員が病院又は診療所に対し、入院した日の翌日又は翌々日に必要な情報提供を行った場合(提供方法は問わない)	200単位/月
退院・退所加算	退院・退所にあたって、医療機関などの職員と面談し、利用者に関する情報の提供を受け、居宅サービス計画を作成、福祉サービスの利用に関する調整をした場合 ただし、連携3回を算定できるのは、その内1回を入院中の担当医等との会議を行ったうえで居宅サービス計画書を作成した場合に限る	450単位 ～ 900単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200単位/回 一月に2回を限度
ターミナルケアマネジメント加算	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、在宅でお亡くなりになった利用者様の支援を行った場合 ・24時間体制で連絡が取れ、必要に応じてケアマネジメントを行う体制が整備されている等	400単位/月
複合型サービス事業所連携加算	利用者が複合型サービスの利用を開始する際に、介護支援専門員が複合型サービス事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行い、当該事業所の居宅サービス計画の作成に協力した場合	300単位

※ただし、法定代理受領により、当社の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者様の自己負担はございません。